

株式などをお売りになって**確定申告**をする場合は…

国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」



をご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書などは、e-Taxを利用しての提出や印刷して郵送などによる提出ができます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、**24時間**いつでもご利用できます(メンテナンス時間を除きます。)

3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、**税額を自動で計算**できます。

4 前年データが利用可能！

作成した申告書などのデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

① 「作成コーナー」

へアクセス

ご自宅のパソコンから、「作成コーナー」で検索。

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

② 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力し、申告書を作成。



タブレット端末などをご使用の方はこちらをご利用ください。

③ 申告書を提出

▶ e-Taxの場合

事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

▶ 書面提出の場合

印刷して郵送などで提出。

株式などをお売りになって、譲渡益がある場合は、原則として確定申告が必要ですが、特定口座のうち源泉徴収口座でお売りになった場合の譲渡益については、申告しないこと(申告不要)を選択することができます。

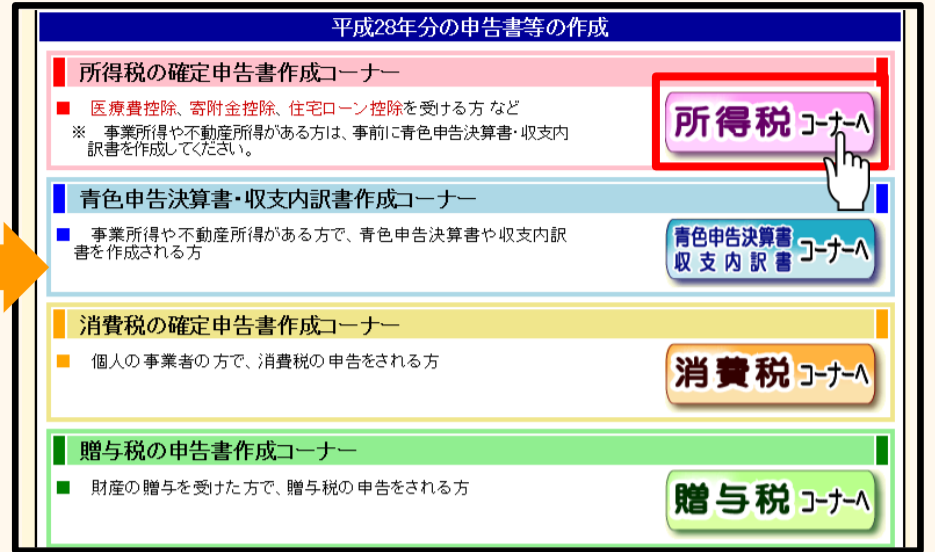
なお、上場株式等の譲渡損失がある場合に、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受けるためには、譲渡損失の金額が生じた年分以後の年分において、連続して確定申告が必要です(株式等の売却がなかった年も、譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告が必要です。)

「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① 作成コーナーのトップ画面で「作成開始」を選択



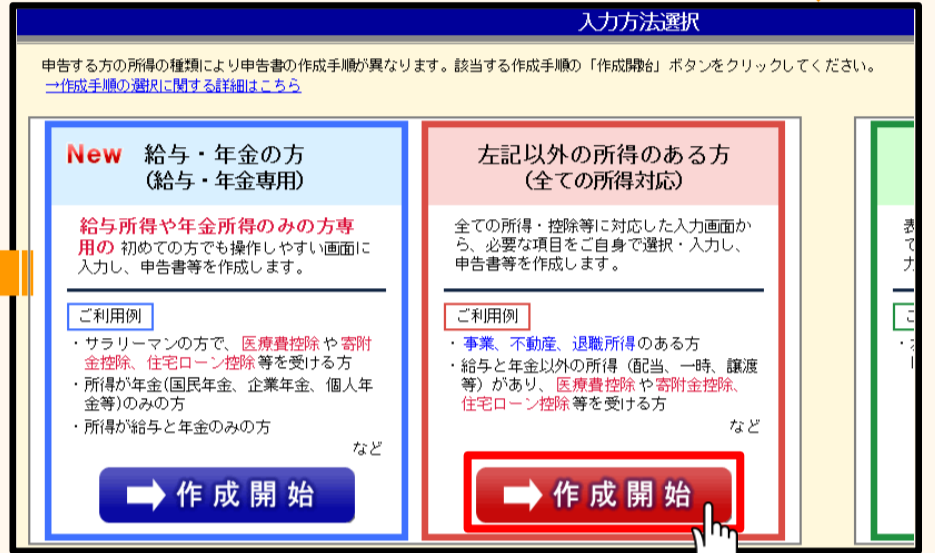
② 「所得税コーナーへ」を選択



④ 「株式等の譲渡所得等」を選択



③ 「左記以外の所得のある方」を選択



お問合せ先のご案内

申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などは電話でお問い合わせいただけます。
(申告の内容についてのお問い合わせは、最寄りの税務署にお尋ねください。)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

確定申告書等作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官庁のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常の通話料金となります。)

e-Taxの事前準備に関するご案内

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができるシステムです。
ご利用に際しては、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダーの用意が必要です。

マイナンバーカードなど



ICカードリーダー